

第 2 回 佐世保市地域運営研究会

地域運営研究会解説動画資料

令和 3 年 1 1 月 5 日（金）

1. 自治協議会の本質的役割		
1－(1)	地域との関係はどうあるべきか	①代表性をどう考えるか ②地域との関係を築くための機能をどのように考えるか
1－(2)	まちづくりへの関与はどうあるべきか	③重要課題解決の方法をどう考えるか ④地域振興策のあり方をどう考えるか
1－(3)	行政との関係はどうあるべきか	⑤自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか ⑥自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか
2. 適切な運営（協議・実行）		
2－(1)	地域内組織間関係はどうあるべきか	⑦再編合流をどう考えるか ⑧上手な連結の方法はあるか
2－(2)	町内会等との関係はどうあるべきか	⑨自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか ⑩町内会支援と自治協の役割をどう考えるか
3. 財源はどうあるべきか		
3－(1)	使途と財源の関係をどう考えるか	⑬公（補助金）、共（会費）、私（自主活動収入）、とその使途をどう考えるか
3－(2)	各財源の規模と取得手段（方法論）	
4. 事務局はどうあるべきか		
4－(1)	事務局の役割はどうあるべきか	⑪大項目1～2で確認した自治協の役割、社会教育の方向性を勘案した自治協事務局とは
4－(2)	事務局体制（継続性・能力・身分等）はどうあるべきか	⑫事務局の組織的位置づけ、事務局職員の質・量、事務局職員の身分等はどうあるべきか
5. 拠点性をどう考えるか		
5－(1)	社会教育における地域運営の存在感	⑭社会教育活動としての地域運営 ⑮この場合の、従前の社会教育活動
5－(2)	コミセンの運用はどうあるべきか	⑯コミセンの（主催）事業としての地域運営 ⑰コミセンの地域性の強化

1

(1) 設立時 → 「必要性」の説得力に欠けたまま、行政の政策決定がなされた感がぬぐえない。

①抽象論（人口減少等）ではなく、具体的課題の提示と、自治協がこれに有効である理由

→ 研究会で、具体的課題と方向性を確認

②部会構成や再編合流など、地域実体の把握不足と、地域との合意形成無き計画立案

→ 地域実態調査、自治協代表者の方との協働での合意形成

(2) 地区自治協議会の存在の明確化

① →何のための組織か不明であれば、地域に受け入れられない

（機能や役割が明確でなければ、地域における存在感（プレゼンス）を表明できない）

② →機能・役割に係る各地域の認識が一定でない（条例上の団体→機能・役割は同じはず）

→機能や役割が同一でなければ、補助金や事務局体制、認定基準が異なることになり、

制度論としては不適格（地域間格差が生じる）

③ →機能や役割を、実態に照らして現実的なものにしなければ、効果的結果を創出できない

（スローガンだけでは、住民に評価される、実体的価値（結果）の創出ができない）

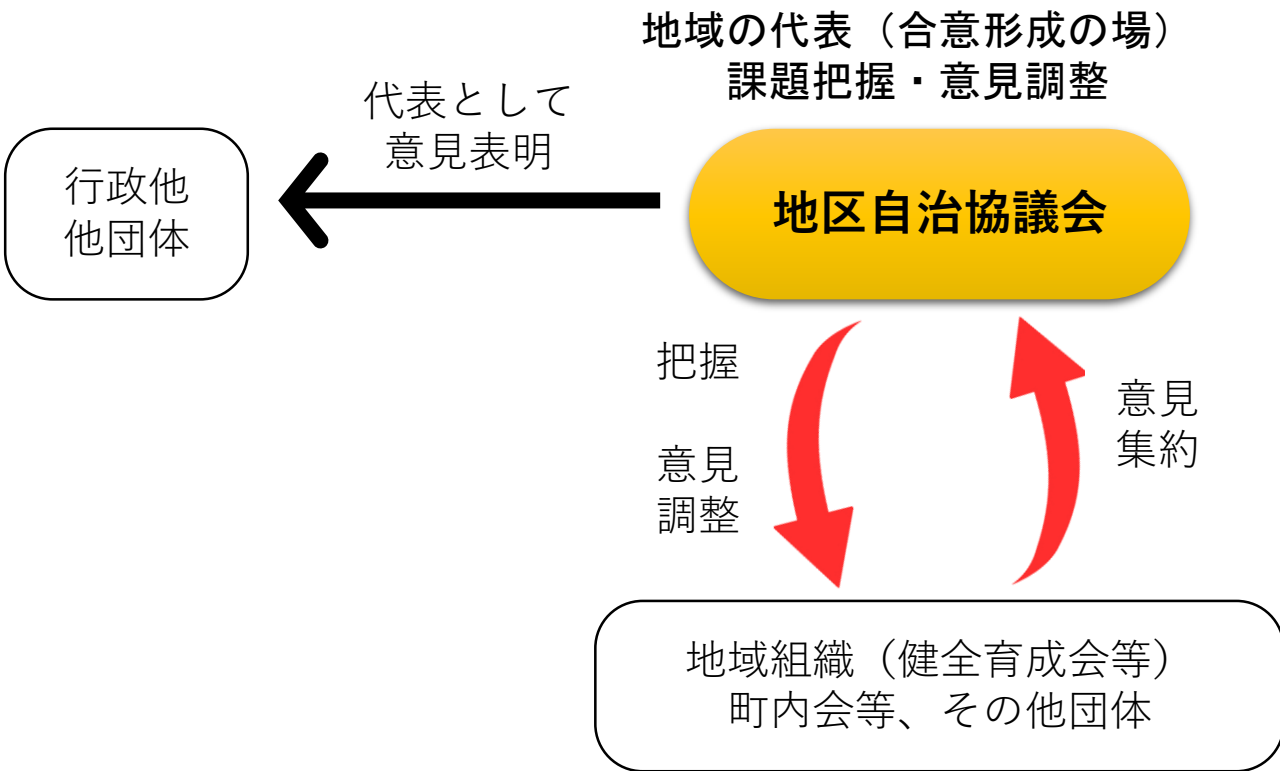
④ →機能や役割が明確でなければ、補助金や事務局体制が決められない

（何を、どれだけやるのかがわからなくては、費用も労力も当然にわからない）

- ① 代表性をどう考えるか
- ② 地域との関係を築くための機能をどのように考えるか

目指すべき方向性	① 自治協議会は、地域運営に関しては、地域を代表する唯一の団体である。 ② 代表であるということは、地域における課題の把握・とりまとめ役でなければならない。
理由	①地域運営に関し、条例上、市長の認定を受けて置かれる唯一の団体（条例第10条） （区域を定め認定されるので、地域で唯一） ①町内会のほか、地域で活動する団体等、多様な主体が自治協活動に参画。（条例第12条4号） （地域で活動する団体の総体 → 代表できる立場） ②「代表」として、全体最適を求めるなら、地域全体の意見集約（意見調整）が必要 （一部の意見を採用して、代表としての表明はできない） ②「代表」としての意思決定を行うには、全体の中にある必要な情報の把握は必須 （統一的な地域課題解決には、各組織がバラバラの状態では実施が困難）

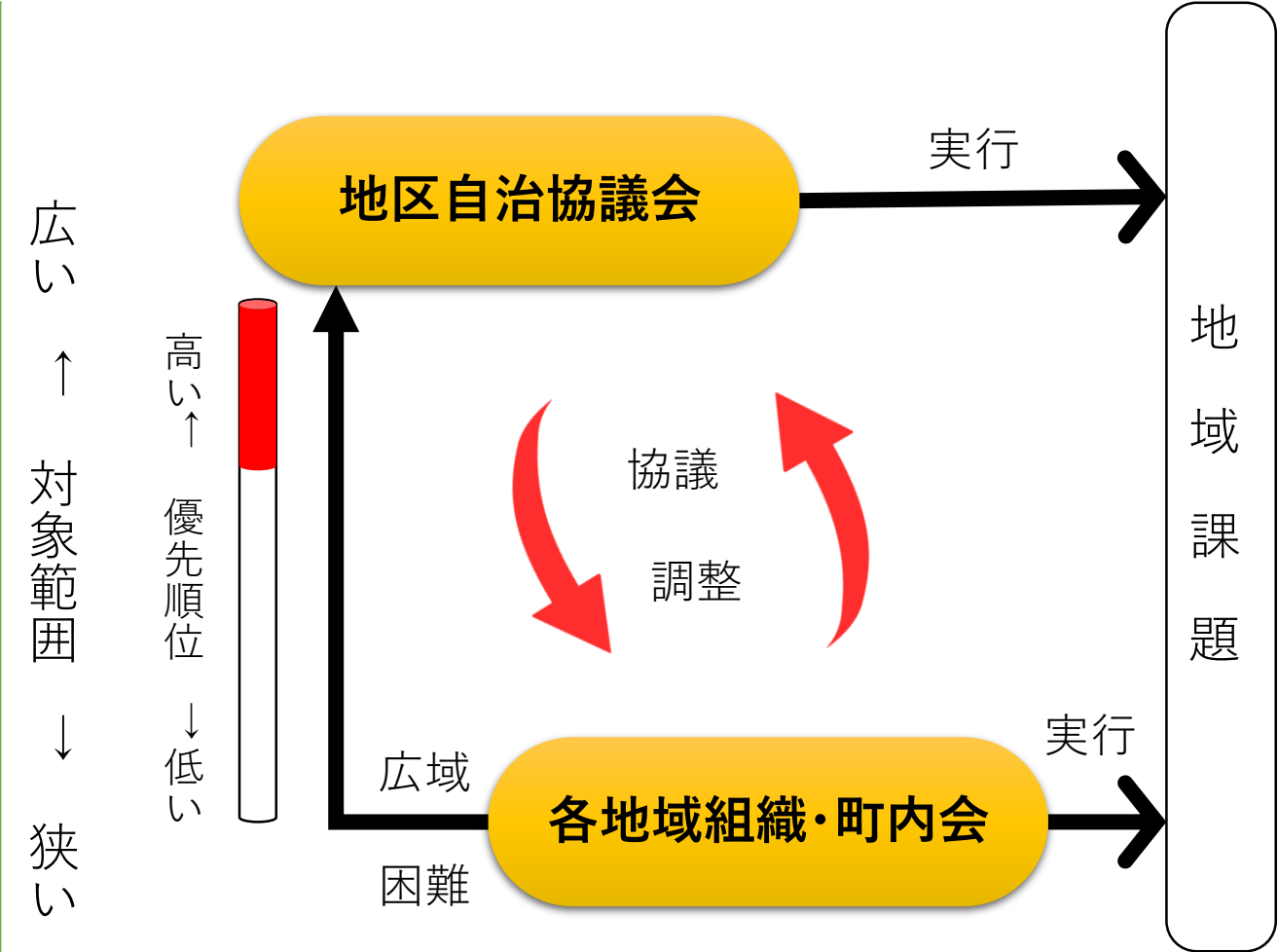
事例	①地域の意見の表明 ・ 市政懇談会における地域課題表明 ・ IR誘致に伴う地域課題等の表明
	②地域における課題把握・意見調整・とりまとめ ・ 市政懇談会における地域課題の内部調整（意見調整） ・ 地区防災計画策定の最終決定（意見調整） ・ 道路整備プログラムの整備箇所の選定および優先順位の決定（意見調整） ・ 町内会等、各地域組織との意見交換（総会・役員会等） など



③重要課題解決の方法をどう考えるか（各地域組織が抱える課題への関与の範囲と、関与の内容）

目指すべき方向性	(1)優先順位の高い課題について、(2)マネジメント（「協議・調整」と「実行」）をする。 ※町内会で解決できない課題を解決する。
理 由	(1) 全領域・全区域が対象だが、そのすべてに対応することは不可能で、対応できる案件数は限られる。 この場合、「優先順位の高い順」に「できる範囲で対応する」ことが現実的である。 (2) 課題解決を現実のものとするためには、結果にコミットする必要がある。 結果を出すためには、各地域組織等との協議・調整（実行部分は地域組織）、 実行組織等がない場合は自治協自らが実行する必要がある。

事例	(1) 優先順位のつけ方 （「考え方」として優先順位の高いもの、ということ） 例）年度当初の事業計画で、取組む課題を整理（優先順位） 例）年度中に重要案件が発生した場合は、随時、見直し
	(2) 「協議・調整」機能 - 業者から開発同意を求められた町内会に対し、行政での内部整理、住民説明会実施要請（調整）を実施 - 地域組織が実行するイベント等での日程調整
	(2) 「実行」機能 - 文化祭、危険個所パトロール、通学路清掃、運動会 - 特に土砂災害リスクの高い場所を確認。行政に対応要請



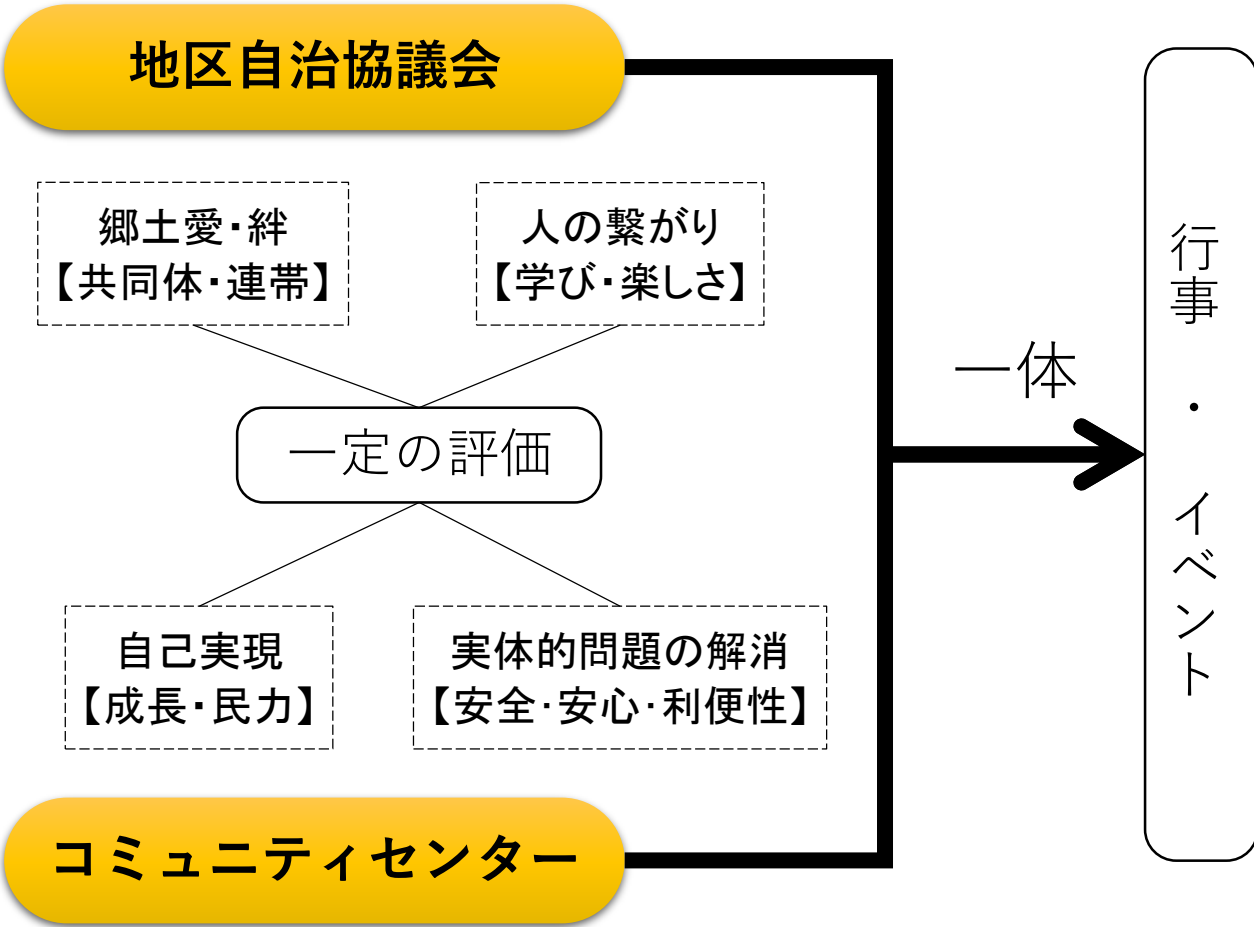
④地域振興策のあり方をどう考えるか（行事やイベントをどう取り扱っていくか）

目指すべき方向性	自治協主催のイベント・行事は、一定の評価※を行なった上で実施の可否判断 実施の場合はコミセンと一体となってこれを行う。 ※一定の評価（別添①参照）。
理 由	○イベント・行事は「地域の人材発見・人材育成」、「地域の連帯意識・成長」のために必要 郷土愛・絆、自己実現といった精神の働きを促し、学び喜び、交流の楽しさを生む。 コミュニティ醸成に必要な、「連帯」「共同体」「成長」「自己実現」を育む有効な取組み ○地域コミュニティの維持・活性化が、社会教育の柱となってきたこと※を踏まえ、 自治協・コミセンが一体で、当該イベント等に取り組むことは極めて合理的である。 ※別添②参照

事例	地域人材育成事業（社会教育的地域運営活動）を実践する。 ・ 公民館まつり、地域課題解決講座、各種スポーツイベント等、地域性に応じた行事・イベントの実施。 ・ これらの過程で、個人の持つ才能が発揮できるよう、 ・・・①きっかけづくり（教育） ・・・②自己研鑽（学習） の機会を提供 👉人材発掘、人材育成 次世代の地域運営の主役に抜擢
----	---



※ただし、資源(財源・人員)は限られている。
その中で、効果の高いものを取捨選択



地域活動の意義

寄与するものでなければならない



結果的に
能力発揮の場（地域活性化）となる

郷土愛・絆
【共同体・連帯】

（帰属欲求）

input

地域活動

output

人の繋がり
【学び・楽しさ】

（社会包摂）

地域活動で得るもの

生存環境の保全

（社会性の保持）

地域活動で得るもの

自己実現
【成長・民力】

（承認欲求）

input

output

実体的問題の解消
【安全・安心・利便性】

（生活安定）

寄与するものでなければならない



結果的に
公的サービスの隙間を埋める

人々の暮らしと社会発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築について

～論点の整理～

平成29年3月28日 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 文部科学省

別添②

今後の社会教育に期待される3つの役割

地域コミュニティ維持・活性化への貢献

- ①多世代交流を通じた地域の絆づくり
- ②学びの成果を生かした地域づくり

社会的包摂への寄与

- 全ての住民が、孤立することなく
- 地域社会の構成員として社会参加

社会の変化に対応した学習機会の提供

- 学校卒業後に生きる期間が人生の7～8割
- 多様な学びなおしの機会を提供

学びのオーガナイザー（社会教育主事）

「地域課題解決学習」推進のために

- 住民の中に入り、各団体を紐づけ、地域資源を活用
- 地域課題に応じて「学び」「実践」の場をアレンジ
- 地域課題を「学び」に練上げ、解決につなげる人材

「必要なスキル等」

- ①地域の歴史・文化・産業等、地域特性の把握
- ②地域人材や、地域資源に精通
- ③地域課題解決方策等について、政策的観点からの知見
- ④社会教育を取り巻く政策動向等を把握

社会教育の概念の再定義

～「地域課題解決学習」の位置づけの明確化～

教育の目的（教基法2条2号）

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

社会教育の目的

住民が社会の構成員として、変化に応じて社会をつくり、互いの生活を保障することを学ぶ

公民館（社会教育施設：コミセン）

「地域課題解決学習」推進の中心的な役割

- 地域課題解決の観点から、多世代交流の拠点
- 「地域運営組織」との親和性あり。地域づくりの拠点
- 活性化貢献の観点から、物産展などのコミビジネス推進
- ※「専ら営利」を排除しつつ、学習機会の提供、地域活性化につながる「地域課題解決学習」に取り組むことが期待

今後の社会教育

- 地域コミュニティの維持・活性化に貢献していくことが大きな役割
- 解決すべき地域課題・対応の学習成果を実践（学び）＝ 地域課題解決学習
- 公民館等がその推進を図り、住民の主体的参画による地域づくりに貢献

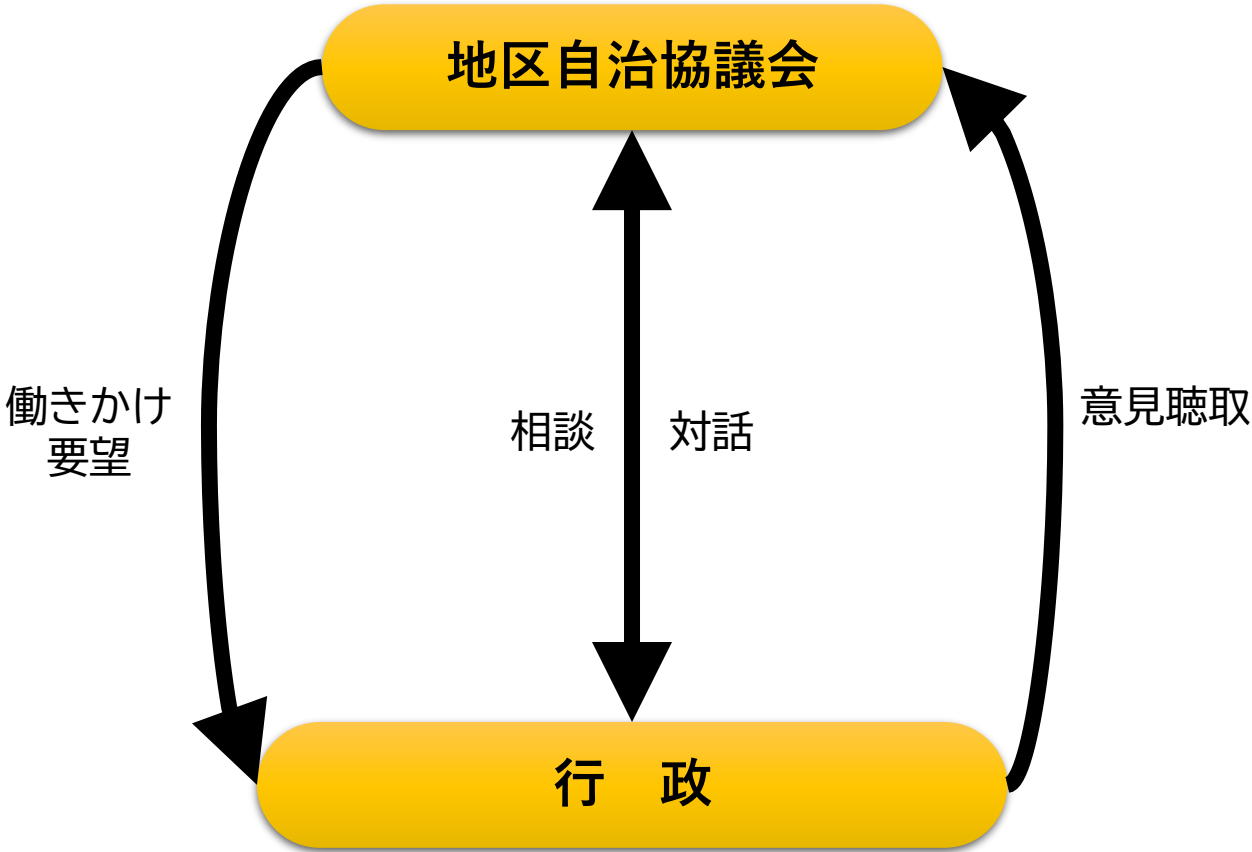
👉地域への愛着・誇りを育み、地域コミュニティの持続的発展の礎

⑤自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか

⑥自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか → ⑥は、「①代表性」に同じ

目指すべき方向性	自治協議会は、地域運営に関して、地域を代表する※行政との公式協議機関（対話の窓口）である ※各地域組織と行政で完結できる案件は従来通り
理 由	理由は、「1- (1) 代表性をどう考えるか」に同じ

事 例	①地域課題解決に係る行政への働きかけ（要望等） - 解決困難事例に係る地域課題を市政懇談会で表明 ②行政が当該地域で行う事業等の意見集約 - 公共施設の設置に関する地域意見の表明 - IR誘致に伴う地域課題等の検討・表明 ③行政からの相談窓口としての役割 - 地区防災計画策定や集会所活用の自主運営地域避難所開設を住民主体でやっていただくことに関する相談など
--------	---



⑦再編合流をどう考えるか

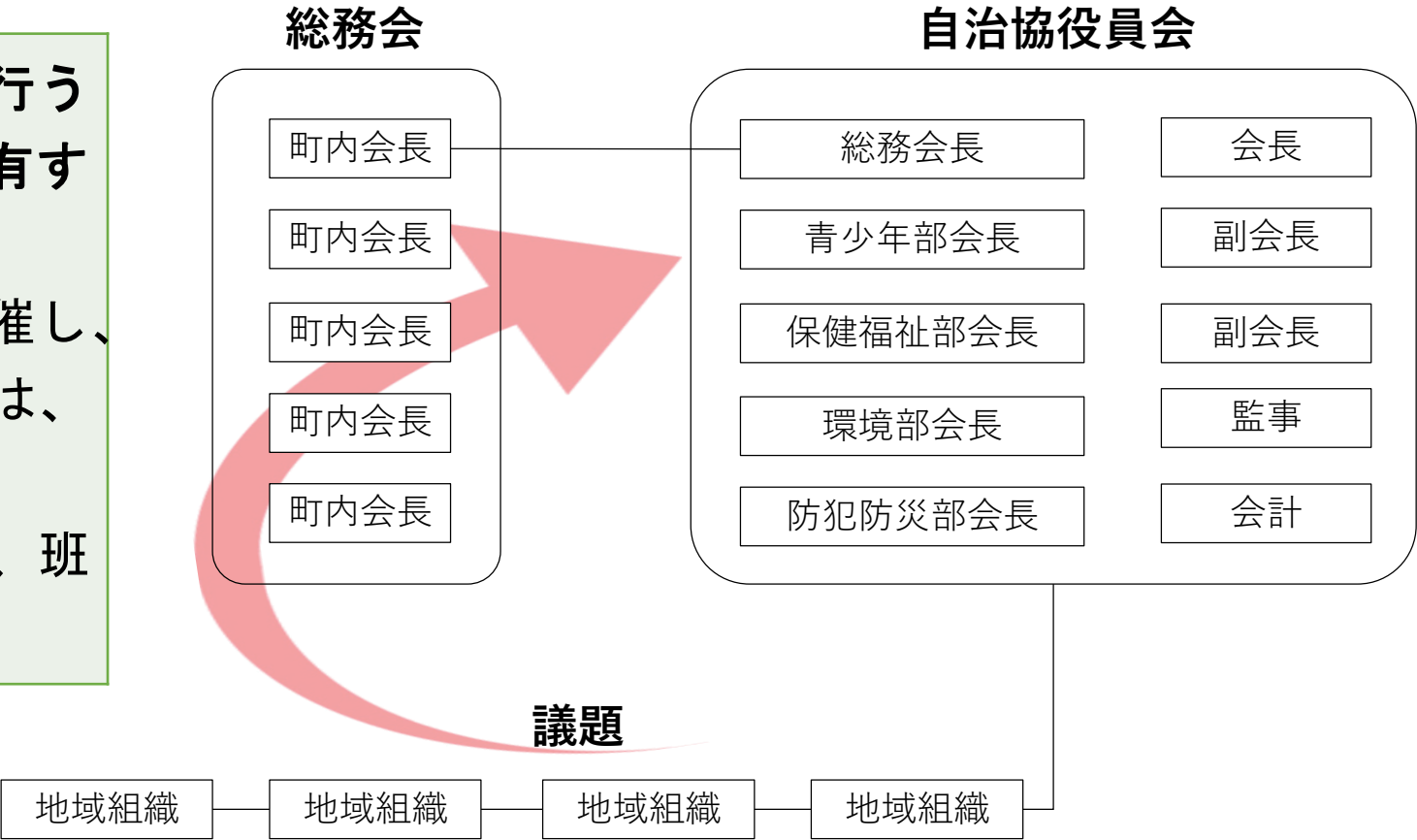
目指すべき 方向性	再編合流の効果＝「有効マネジメント」の効果を得られる限り、統合の形式にはこだわらない
理 由	○青少年健全育成会や福祉推進協議会等と統合した場合、自治協事務局の負担が増加すると同時に、各地域組織が保有していた、一定の専門性・主要構成員・意欲等が失われるという声がある。 ○再編合流は「役員重複問題」を、地域組織を消滅させることで実現しようとするもの →本当にその地域組織を消滅させていいのか（組織存在の意義はないのか。例：保健環境連合会） ○自治協と地域組織の区域の違い等もあり、再編合流以外の方法を望む声がある。

事 例	○有効な連結の手法により、合流と同等の効果が得られ、かつ、重複を解消する方法を検討しなければならない → 次項2-(1)-⑧参照
--------	---

⑨自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか

目指すべき方向性	連合町内会と自治協が一体となることで機能強化を目指すことが理想であるが、連合町内会組織が存在する地区においては、その存廃に関わらず、町内会の集合体は「総務会（自治協内部の組織）」として位置づけた上で、自治協議会役員会（理事会）の事前承認（調整）機関とする。
理 由	○連合町内会等の組織を残したままであっても、同組織に別の役割（自治協総務会）を付与し、機能させることは理論上可能（佐世保市副市長が西九州させぼパワーズの社長を兼ねていることと同様） ○条例（第2条）により、自治協は「町内会を中心に活動する団体」であり、かつ、町内会は、価値ある歴史的経過や実体的機能（住民生活全般に係る補完機能）を有し、自治協内部に特別な地位を設けることは、自然である

事例	○総務会が役員会（理事会）案件の事前調整（承認）を行うことで、地域の重要案件を直接、町内会全体で情報共有することができ、一体化した活動につながる。 ・月1回開催される役員会（理事会）開催前に総務会を開催し、必要な協議・調整・承認等を行う。（当然に、総務会には、自治協役員・事務局が出席する） ・各町内会長は、ここで得られた情報を理解したうえで、班長会や班回覧ができる。
----	---



⑩町内会支援と自治協の役割をどう考えるか

目指すべき方向性	自治協は町内会に対して、(1)町内会に対する「機能的補完」と (2)町内会相互間の連絡調整・相互補完・情報交換の促進、を行う ※町内会で完結できることは各町内会で取り組む。
理 由	○条例上、自治協の役割に「町内会支援（規則第3条）」があるが、人的、物的、財政的支援を行うには限界があり、また、自治協の本質的役割から、安易な「肩代わり」は好ましくない。 （各町内会には機能的な差（行政との距離感、制度の認知度等）や、実行力の差（行政や事業者への指摘や要望、対話） ○同様に、町内会相互間での補完関係は、人的・物的・財政的な平準化が期待できると同時に、人と人とのつながりができ、良好な人間関係（コミュニティの醸成）に寄与する。

事例	①町内会等の機能的補完 ・ごみステーション補助金の所管の伝達（ごみ収集の考え方の理解）、各種補助金の紹介 ・浸水地域の解消に向けた行政への要望（優先順位の高い重要課題解決に向けた取組） ・町内会内部に存在するハード、ソフトの各課題に対し、自治協議会が保有する知見や経験を活用して対応する
	②町内会間の相互連絡調整、相互補完、情報交換の促進 ・総務会における意見・情報交換（各町内会の課題把握、調整に向けた取組の実施） ・イベント等における人的・物的支援、人脈提供、好事例（有料ボランティアなど）の情報交換

